

産業廃棄物収集運搬業  
特別管理産業廃棄物収集運搬業  
(積替え・保管を含まない)

変更届・廃止届の手引

令和2年4月1日

和歌山県循環型社会推進課

〒 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-432-4111 (代表)

073-441-2692 (直通)

FAX 073-441-2685

## はじめに

この手引は、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に関する変更届及び廃止届の提出方法について解説しています。申請書の提出方法については、「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引」

([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/syusyuunpan\\_d/fil/tebikikaisei.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/syusyuunpan_d/fil/tebikikaisei.pdf))を参照してください

なお、次に掲げる事項を変更する場合には、届出ではなく「変更許可申請」が必要です。

- ・取り扱う廃棄物の種類を増やす場合（限定の解除を含む。）
- ・石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合
- ・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いを無から有に変更する場合
- ・「積替え保管を含まない」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合

※法人の代表者、役員、政令使用人、株主又は出資者の住所の変更については、届出は不要です。

## 目 次

1	変更届出事項及び必要書類	1
2	届出に際しての留意事項	2
3	届出方法等	2
4	提出先	3
5	届出の流れ	4
	<b>【記入例】</b>	<b>5</b>
①	法人の名称の変更、個人事業主の氏名の変更	6
②	法人の本店所在地の変更、個人事業者の住所の変更	7
③	法人の役員及び株主の変更	8
④	登録車両の変更	11
⑤	廃止届	14

## 1 変更届出事項及び必要書類一覧

下表以外の変更事項については、提出先（p3参照）にお問い合わせください。

変更内容	必要書類	許可証の書換え
車両	①変更届出書（様式）、②運搬車両一覧（第2面）、③車両の写真（第6面）、④車検証の写し ※②の備考欄には、新規、継続、廃止のいずれかに丸を付してください。 ※ 借上げ車両については、車両の使用権原に関する証明書〔別紙3〕が必要です。 ※ ③、④は、追加する車両のもののみ添付してください。 ※ 車両ナンバーを変更する場合も、変更の届出を行ってください。	無
氏名 （個人）	①変更届出書（様式）、②住民票 ※1	有
住所 （個人）	①変更届出書（様式）、②事務所及び事業場の所在地一覧、業務経歴〔別紙2〕、③事務所及び事業場付近の見取図、④住民票 ※1	有
政令 使用人 （個人、法人）	①変更届出書（様式）②住民票 ※1、③精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ※2 ※ 政令使用人の退任のみの場合は、②、③は不要です。	無
名称 （法人）	①変更届出書（様式）、②定款、③法人の履歴事項全部証明書 ※3	有
住所 （法人）	①変更届出書（様式）、②事務所及び事業場の所在地一覧、業務経歴〔別紙2〕、③事務所及び事業場付近の見取図、④法人の履歴事項全部証明書 ※3	有
法人の 代表者	①変更届出書（様式）、②役員等の変更等に係る新旧対照表〔別紙5〕、③法人の履歴事項全部証明書 ※3	有
法人の 役員 （代表取締役、 取締役、監査役）	①変更届出書（様式）、②役員等の変更等に係る新旧対照表〔別紙5〕、③住民票 ※1、④精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ※2、⑤法人の履歴事項全部証明書 ※3 ※ 株主が役員となる場合、役員の内退及び役職名の変更のみの場合は、③、④は不要です。	無
法人の 株主 （5%以上の者）	①変更届出書（様式）、②役員等の変更等に係る新旧対照表〔別紙5〕、③住民票 ※1、④精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ※2 ※ 株主の減少のみの場合及び役員が株主となる場合は、③、④は不要です。 ※ 増加する株主が法人の場合は、その法人の履歴事項全部証明書が必要です。	無

※1 住民票は、本籍を含み、マイナンバーの記載がないものを添付してください。

※2 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類は成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とします。ただし、成年被後見人又は被保佐人に該当することにより当該登記事項証明書提出できない場合は、当該審査をするために必要と認められる書類を個別に判断するので、あらかじめ提出先（p3参照）に相談してください。

※3 住民票、法人の履歴事項全部証明書及び成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、発効日から3か月以内のものを提出してください。なお、これらの証明書類は提出時に原本を提示のうえ、写しを提出することができます。

## 2 届出に際しての留意事項

### (1) 車両の届出についての注意点

- ① 自動車検査証は、有効期間が届出時点で有効なものに限ります。
- ② 既に他の事業者が届出している車両は、届出されても受付できません。
- ③ 車両の写真について

ア 写真はカラーで、鮮明なものを貼付してください。台紙に直接印刷しても構いません。

イ 撮影方法は、次のとおりです。

- ・車両の前面（真正面）の写真（ナンバープレートが確認できるもの）
- ・車両の側面（真横）の写真（車体の表示が読み取れるもの）

**※車両が大型のため車体の表示（産業廃棄物収集運搬車、会社名、許可番号）が読み取れない場合、表示部分の拡大写真を追加してください。（p13 参照）**

### (2) 政令使用人について

政令使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者（産業廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者）を指します。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所

## 3 届出方法等

### (1) 届出方法

届出方法は郵送と来庁の2種類です。

#### ① 郵送

郵送で届出される場合は、受付印を押印した控えを返送するためのレターパック又は返信用封筒（控えの重量に応じた郵便切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封してください。

#### ② 来庁

届出時間は平日の午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで  
※予約は不要です。

### (2) 届出部数

- ・県庁に提出する場合は正本1部と届出者の控え1部が必要です。
- ・保健所に提出する場合は正本1部と副本1部と届出者の控えが必要です。
- ・副本は及び控えは、正本の写し（コピー）でも構いません。

### (3) 手数料

無料です。

### (4) 提出期限

変更後10日以内に提出が必要です。ただし、法人で履歴事項全部証明書の提出が必要な場合（名称・所在地・代表者・役員）は、30日以内となります。

### (5) その他

- ・届出内容が複数の項目に及ぶ場合でも、1つの届出として提出することができます。
- ・住民票、法人の履歴事項全部証明書及び成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、提出時に原本を提示のうえ、写しを提出することができます。

#### 4 提出先

法人にあつては事務所本店の所在地が、個人にあつては住民登録をした市町村が、県内（和歌山市を除く）に存する場合は、その市町村を所管する県立保健所衛生環境課（串本支所においては保健環境課）、その他の場合は、県庁循環型社会推進課に提出してください。

##### 提出先一覧

名称（管轄区域）	TEL	所在地
循環型社会推進課	073-441-2692	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
海南保健所 衛生環境課 （海南市、紀美野町）	073-482-0600	〒642-0022 海南市大野中 939
岩出保健所 衛生環境課 （岩出市、紀の川市）	073-663-0100	〒649-6223 岩出市高塚 209
橋本保健所 衛生環境課 （橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町）	073-642-3210	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927
湯浅保健所 衛生環境課 （有田市、湯浅町、広川町、有田川町）	073-763-4111	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1
御坊保健所 衛生環境課 （御坊市、美浜町、日高町、由良町、 日高川町、印南町）	073-822-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2
田辺保健所 衛生環境課 （田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、 すさみ町）	073-922-1200	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1
新宮保健所 衛生環境課 （新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村）	073-522-8551	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8
新宮保健所 串本支所 保健環境課 （串本町、古座川町）	073-572-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193

## 5 届出の流れ

### (1) 届出の流れ

届出書の作成



届出 (来庁又は郵送)



新許可証の交付

法定様式の届出書及び和歌山県指定様式に必要な事項を記入し、添付書類を添えてください。

- ・産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）：様式第 11 号
- ・特別管理産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）：様式第 17 号
- ・提出書類は、p1の必要書類一覧を参照してください。

来庁又は郵送により提出してください。

来庁先又は郵送先は、提出先（p3）を参照してください。

郵送の場合は、控え及び書換後の許可証を返送するためのレターパック又は封筒（控え及び書換後の許可証の重量に応じた郵便切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封してください。

変更届のうち、許可証の記載事項に変更があるものについては、許可証を書換え、新許可証を交付します。

（交付方法は以下のとおりです）

### (2) 新許可証の交付

書換え後の許可証は、窓口又は郵送で交付します。

#### ① 窓口での交付を希望する場合

- ・許可証の書換えが済み次第、電話等により連絡しますので、届出を行った窓口にお越しください。
- ・新しい許可証は、旧許可証と交換に交付しますので、必ず旧許可証もお持ちください。

#### ② 郵送による交付を希望する場合

- ・変更届とともに旧許可証及びレターパック又は返信用の封筒を同封してください。

## 【記入例】

変更届出書の作成にあたっては、次ページ以降の記入例を参考にしてください。

産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

**変更**に〇を付けてください。

和歌山県知事 様

届出者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、  
11ケタの許可番号  
(許可証の右上に記載されている番号)  
を記入してください

平成\*\*年\*\*月\*\*日付け第030\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	名称の変更 〇〇株式会社	名称の変更 □□株式会社

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 名称変更のため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあつては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

**変更**に〇を付けてください。

和歌山県知事 様

届出者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇 印  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、  
11ケタの許可番号  
（許可証の右上に記載されている番号）  
を記入してください

平成\*\*年\*\*月\*\*日付け第030\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	本店所在地 □□県□□市□□□丁目□番□号

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 **本店移転のため・住所変更のため**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（利益事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物処理業 **廃止変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更〇を付けてください。

和歌山県知事

届出者住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、11ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください

平成\*\*年\*\*月\*\*日付け第030\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙5のとおり	別紙5のとおり

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	S〇〇.〇〇.〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
□□ □□ □□ □□	S××.××.××	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
△△ △△ △△ △△	S**.**.*.*	<b>辞任</b>
廃止又は変更の理由	役員変更のため	

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（後述事項を添付する場合にあっては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

追加又は削除する役員を記入してください。欄が足りない場合は、「別紙5のとおり」と記入の上、同表を添付してください。

(日本工業規格 A列4番)

役員等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職	氏名	変更内容	役職	氏名	変更内容
代表取締役	〇〇 〇〇	役職変更	代表取締役	△△ △△	退任
取締役	□□ □□	就任	取締役	〇〇 〇〇	
取締役	×× ××		取締役	×× ××	
監査役	◎◎ ◎◎		監査役	◎◎ ◎◎	

新たに就任した者

氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
□□ □□	s〇〇.〇.〇	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

※変更届表紙に書ききれない場合はこちらにご記入ください。

役員等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職	氏名	変更内容	役職	氏名	変更内容
株主	△△ △△	50% →20%	株主	△△ △△	50%
株主	〇〇 〇〇	20%	株主	〇〇 〇〇	20%
株主	×× ××	20%	株主	×× ××	20%
株主	◎◎ ◎◎	10%	株主	◎◎ ◎◎	10%
株主	□□ □□	新任 30%			

新たに就任した者

氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
□□ □□	s〇〇.〇.〇	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

※変更届表紙に書ききれない場合はこちらにご記入ください。

産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

**変更**に〇を付けてください。

和歌山県知事 様

届出者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、11ケタの許可番号（許可証の右上に記載されている番号）を記入してください

平成\*\*年\*\*月\*\*日付け第030\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙(運搬車両一覧)のとおり	別紙(運搬車両一覧)のとおり

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由 **車両の購入及び廃車**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

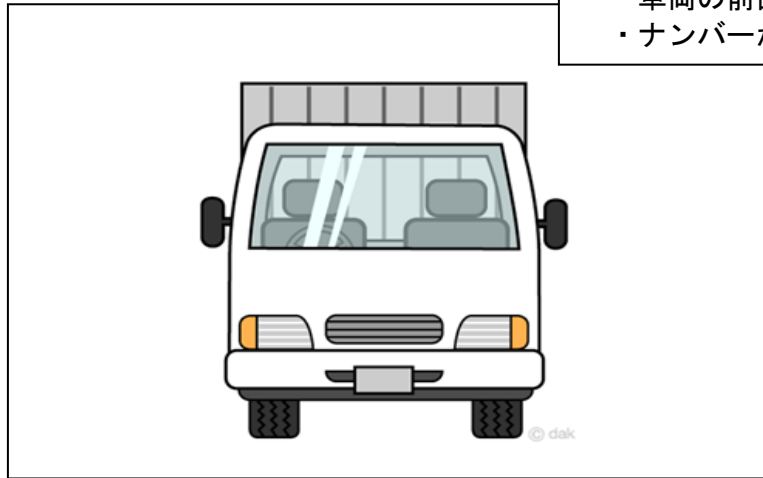
(日本工業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	和歌山100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
2	ダンプ	大阪100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
3	キャブオーバー	京都100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
4	キャブオーバー	奈良100 あ1111	〇〇〇kg	〇〇株式会社	新規 継続 廃止
5					新規 継続 廃止
6					新規 継続 廃止
7					新規 継続 廃止
8					新規 継続 廃止
9					新規 継続 廃止
10					新規 継続 廃止
事務所の所在地		〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 (変更のない場合は記載不要)			
駐車場の所在地		〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 (変更のない場合は記載不要)			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
(変更のない場合は 記載不要)					

# 運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号 **和歌山 100**  
**あ 11-11**

前  
面  
写  
真



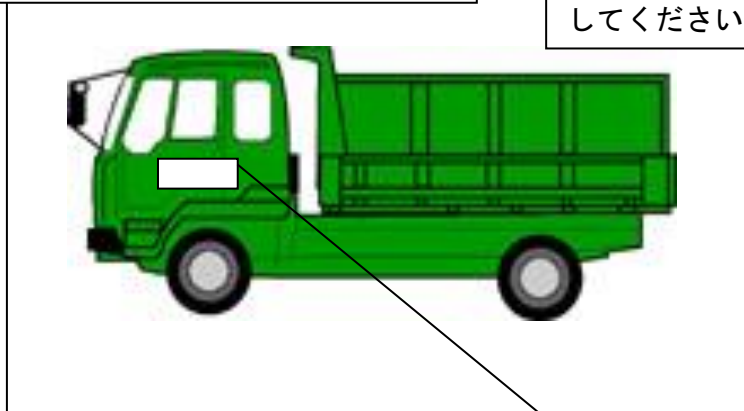
### 注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影。
- ・ナンバーが確認できること。

側  
面  
写  
真

### 注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影。



### 注意事項

車両の写真から車体の表示が読み取れない場合、表示部分を拡大した写真を添付してください。

産業廃棄物収集運搬車  
〇〇株式会社  
000000号

撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書  
変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

廃止に〇を付けてください。

届出者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

直近の許可日及び、  
11ケタの許可番号  
(許可証の右上に記載されている番号)  
を記入してください

平成\*\*年\*\*月\*\*日付け第030\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。  
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	産業廃棄物収集運搬業を廃止	
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
廃止又は変更の理由	業務廃止のため	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（利益事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)